

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「往診料の項注4」を「往診料の項注6」に、「歯科訪問診療料の項注9」を「歯科訪問診療料の項注11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の久喜市国民健康保険条例第5条第2項の規定は、令和6年6月1日から適用する。